

## 令和８・９年度競争入札参加資格審査申請要項（建設工事）

令和８・９年度に春日市が発注する建設工事の請負に係る競争入札の参加資格の認定を受けた事業者は、この要項に従って申請してください。

※ 入札によらない契約の場合も、原則として競争入札参加資格を有していることが契約の条件となります。

### 1 競争入札参加資格について

#### (1) 資格の有効期間

令和８年４月１日から令和１０年３月３１日まで

#### (2) 資格要件

次の各項目のいずれにも該当しないこと。

- 1 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号に該当する者
- 2 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定による許可を受けていない者
- 3 建設業法第２７条の２第１項の規定に基づく経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- 4 社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）に事業主として加入していない者（法令により適用が除外されているものを除く。）
- 5 経営事項審査の審査基準日において、過去１年（１２月）以上の営業経歴を有しない者（合併、権利承継等を除く。）
- 6 市町村税又は消費税及び地方消費税を滞納している者
- 7 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 8 暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員である者
- 9 申請において故意に虚偽の記載をし、又は虚偽の申告をした者

#### ※ 項目４について

建設業の持続的な発展に必要な人材確保を図るため、事業主が社会保険へ加入していることを要件とします。

社会保険の加入状況については、経営規模等評価結果通知書により確認します。「その他の審査項目（社会性等）」中の「雇用保険」、「健康保険」、「厚生年金保険」の数値等の全てについて「有」又は「免除」であれば要件を満たします。

一つでも「無」がある場合は、当該社会保険の加入手続を行い、保険料の払込みが確認できる資料（領収書の写し等）を提出してください。

#### ※ 項目８について

春日市暴力団排除条例（平成２２年条例第２号）第６条の規定に基づき、暴力団又は暴力団員でないことの確認のため、警察に照会します。

※ 単独で法律上の契約行為を行うことができない人（民法に定める制限行為能力者）は、申請できません。

## 2 申請方法

- (1) 提出先 〒816-8501 福岡県春日市原町3丁目1番地5  
春日市経営企画部財政課契約担当  
メールアドレス nyusatsu@city.kasuga.fukuoka.jp
- (2) 受付期間 令和7年11月4日（火）から令和7年12月12日（金）まで  
※ 当日消印有効  
※ 期限を厳守してください。上記期間外の受付は行いません。
- (3) 提出書類 P4「申請書類作成の手引」を確認の上、必要な書類を提出してください。
- (4) 提出方法 申請書類は、郵便又は信書便で送付してください。  
※ 封筒表面に、朱書きで「登録申請」と明記してください。
- (5) 提出方法（データ）  
P4「申請書類作成の手引」で指定する一部の書類は、データを電子メールにより提出してください。
  - ① 電子メールの件名は、「登録申請（工事）会社名」としてください（支店等名は不要）。  
例：株式会社かすがくん 春日支店 → 「登録申請（工事）株式会社かすがくん」
  - ② 添付ファイルのパスワードは、極力設定しないでください。社内規定等により設定しなければならない場合は、必ずパスワードを別途通知してください。
  - ③ 電子メールでの提出ができない場合は、CD-R又はDVD-Rにデータを入れ、その他の送付書類と一緒に提出してください。
- (6) 注意事項
  - ① 電話等による提出書類の受領確認の問合せには対応できません。 必要があれば、配達状況が分かる手段で送付するか、受領確認用郵便はがき（P4「申請書類作成の手引」参照）を同封してください。
  - ② 電子メールの受信確認の返信は行いません。 必要があれば、送信の際に開封確認要求を設定するなどの対応をしてください。
  - ③ 提出先に直接持参することも可としますが、送付されたものと同じ取扱いとしますので、受取りのみ行い、その場での書類の確認等を行いません。  
※ 受付は、市役所の開庁時間（平日午前8時30分～午後5時）に限ります。
  - ④ 令和6年10月に郵便料金が改定されています。レターパック等を使用する場合、料金改定前のものをそのまま使用しないようにしてください（差額の切手を貼付すれば使用可能）。

## 3 申請事項の変更

- 申請後、認定開始前に申請事項（業者カード（様式6）の記載事項）の変更があった場合は、申請事項変更申出書（様式10）及び再作成した業者カード（様式6）を提出してください。
- ※ 令和6・7年度の競争入札参加資格に係る変更届では対応できません。
- ※ 業者カードについては、データも再提出してください。この際、メールの件名及びデータファイル名の頭に「【変更】」と付して送信してください。
- ※ 法人において商号又は名称、本店代表者又は本店所在地に変更がある場合は、変更後の登記事項証明書又は登記簿謄本（写し可）を添付してください。

- ※ 代表者又は受任者に変更がある場合は、委任状（様式４）も再提出してください。
- ※ 使用印に変更がある場合は、使用印鑑届（様式３）も再提出してください。
- ※ その他、変更事項に関する書類がある場合は提出してください。
- ※ 記載誤り等により差し替える場合は、申請事項変更申出書（様式１０）は不要です。

#### 4 競争入札参加資格の認定及び公表

審査の結果、競争入札参加資格を有すると認められた者は、春日市財務規則（平成５年規則第８号）第６７条第３項に規定する有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載し、資格認定日以後に春日市役所行政棟１階情報公開コーナー及び春日市ウェブサイトにて公開します。なお、審査結果の通知は行いませんので、申請者において有資格者名簿で確認してください。

#### 5 留意事項

- (1) 受領した書類（ＣＤ－Ｒ等の記録媒体を含む。）は、返却しません。
  - (2) 申請書類の控えは、必ず保管しておいてください。
  - (3) 申請書類に不備があり、その是正が市が指定する期限までに行われなかった場合は、申請は無効とし、提出された書類は廃棄します。
  - (4) 登録事項に本市システムが対応していない常用外漢字が含まれる場合、相当する常用漢字に変換しての登録となります。
  - (5) 競争入札参加資格が認定されても、必ずしも見積依頼や指名競争入札における指名があるとは限りません。
  - (6) 競争入札参加資格の認定後も、経営事項審査の有効期間（審査基準日から１年７か月）が途切れることのないよう審査を受け、結果通知書の写しを市に提出してください。
- ※ 経営事項審査を受けていない場合は、建設業法の規定により、一定額以上の公共工事を受注することができません。

#### 6 問合せ先

春日市経営企画部財政課契約担当

TEL：092-584-1144（直通）

メールアドレス：nyusatsu@city.kasuga.fukuoka.jp

- ※ 市ウェブサイト（<https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/>）によくある質問をまとめた「競争入札参加資格申請に関するＱ＆Ａ」を掲載していますので（ページID:1016562）、不明な点がある場合は、まずは一読してください。
- ※ 自社の業務が希望種目区分表においてどの種目に該当するのか、という問合せにはお答えできません。市ウェブサイトで公開している入札結果（ページID:1003867）にある「工事種別」を参考にするなどして、申請者において判断してください。

## 申請書類作成の手引（建設工事）

## 【全体事項】

- (1) 様式は、春日市ウェブサイトからダウンロードしてください。
- (2) 「建設工事」区分での申請は、1社につき1件に限ります。申請に当たっては、支店、事業部門間等で調整し、申請が重複しないよう注意してください。
- (3) 申請書類は、原則としてパソコンで入力して作成してください。手書きする場合は、黒のボールペン又は黒のインクペン（いわゆる「消せるボールペン」は使用不可。ゴム印は使用可）で記入してください。
- (4) 令和6・7年度分の申請手続から変更している部分がありますので、各項目について熟読してください。様式についても、必ず最新のものを使用してください。

## 【申請書類一覧表】

○：必ず提出 △：該当する場合に提出

| 説明<br>番号 | 申請書類                 |                             | 提出物                        | 提出の要否 |    |
|----------|----------------------|-----------------------------|----------------------------|-------|----|
|          |                      |                             |                            | 法人    | 個人 |
| 15       | 書類確認表                |                             | 様式 1                       | ○     | ○  |
| 1        | 競争入札参加資格審査申請書兼誓約書    |                             | 様式 2                       | ○     | ○  |
| 2        | 使用印鑑届                |                             | 様式 3                       | ○     | ○  |
| 3        | 委任状                  |                             | 様式 4                       | △     | △  |
| 4        | 登記事項証明書（商業登記簿謄本）     |                             | 写し可                        | ○     | —  |
| 5        | 市町村税の滞納のないことを証明する書類  |                             | 写し可                        | ○     | ○  |
|          | 春日市税に関する納付状況調査承諾書    |                             | 様式 5                       |       |    |
| 6        | 消費税及び地方消費税の滞納のない証明書  |                             | 写し可                        | ○     | ○  |
| 7        | 官公需適格組合証明書           |                             | 写し                         | △     | —  |
| 8        | 経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書 |                             | 写し                         | ○     | ○  |
| 9        | 建設業許可を証明する書類         |                             | 写し                         | ○     | ○  |
| 10       | 業者カード                | ※様式は、同一の<br>エクセルファイル<br>に格納 | 様式 6<br>書面・データ提出           | ○     | ○  |
| 11       | 契約履行実績実績一覧           |                             | 様式 7<br>書面・データ提出           | △     | △  |
| 12       | 役員名簿                 |                             | 様式 8 データ提出                 | ○     | ○  |
| 13       | 地域貢献活動状況報告書          |                             | 様式 9<br>書面・データ提出<br>各種添付書類 | △     | △  |
| 14       | 受領確認用郵便はがき（85円）      |                             | 1枚                         | △     | △  |
| 15       | クリアホルダー（A4 青色）       |                             | 1枚                         | ○     | ○  |

※ 「データ提出」とあるものは、P2「2 申請手続」にあるとおり提出してください。

※ 申請書類（はがきを除く。）は、全てA4サイズで作成してください。

※ 法人格のない団体は、「個人」の区分となります。

※ 他の業種区分と同時に申請を行う場合（同じ封筒に入れて提出する場合）、重複する書類は、この「建設工事」区分において提出してください。

## 1 競争入札参加資格審査申請書兼誓約書（様式2）

- (1) 申請者は、法人にあっては代表者、個人にあっては事業主に限ります。
- (2) 申請する業種を○で囲んでください。複数の業種を申請する場合は、該当する業種すべてを○で囲んでください。
- (3) 法人は、本店所在地、商号、代表者資格（役職等）及び代表者氏名（すべて登記事項証明書上のもの）を記入し、登記印鑑（実印）を押印してください。
- (4) 個人は、営業の本拠地、商号又は名称及び事業主名を記入し、実印を押印してください。
- (5) 日付（申請日）を必ず記入してください。

## 2 使用印鑑届（様式3）

春日市との間において行う入札、契約締結等の契約関係事務に使用する印鑑を届け出てください。

- ※ 代表者（支店等登録の場合は、当該支店等の代表者）を示す印章でなければなりません。
- ※ 社印（社名のみ）の印章は不可です。代表者の個人印は可とします。

## 3 委任状（様式4）

本店の代表者以外の者が契約関係事務を行う場合は、それらの権限を当該代表者から当該行為を行う者に委任するための委任状を提出してください。

- (1) 委任者（本店代表者）、受任者（支店等の代表者）それぞれの記名押印が必要です。受任者の欄には、使用印鑑届（様式3）に押印した印鑑を押印してください。
- (2) 委任者と受任者の書き間違いに十分注意してください。
- (3) 建設業許可申請において届出のない営業所の代表者に対しての委任はできません。

## 4 登記事項証明書（商業登記簿謄本） ※法人のみ ※写し可

発行日が令和7年8月1日以後で、申請日現在の情報と相違ないものを提出してください。

- ※ 現在事項証明、履歴事項証明のいずれでも可

## 5 市町村税の滞納のないことを証明する書類 ※写し可（様式5を除く。）

ここでいう市町村税とは、市町村（東京都特別区等を含む。）から課される全ての税のことです。市町村民税だけでなく、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税その他の市町村で課される全ての税（※）について滞納がないことを証明する必要があります。

（※）東京都特別区にあっては、法人住民税（特別区民税分を含む。）、固定資産税のほか、区又は都から課される税のうち市町村における市町村税に相当する税

- (1) 市町村税の滞納のない証明書（市町村により名称が異なる。）又は各市町村税の納税証明書（直近1年度分）を提出してください。
- (2) 発行日が令和7年8月1日以後であるものを提出してください。
- (3) 登録する事業所が所在する市町村の証明書を提出してください。ただし、支店等において所在地での納税義務がなく証明書が発行されない場合は、本店が所在する市町村の証明書を提出してください。
- (4) 登録する事業所の所在地が春日市である場合は、春日市税に関する納付状況調査承諾書（様式5）の提出に代えることができます。

**6 消費税及び地方消費税の滞納がない証明書** ※写し可

- (1) 国税庁（本店所在地の所轄の税務署）が発行する消費税及び地方消費税の未納がない証明書（納税証明書その3、その3の2又はその3の3のいずれか）を提出してください。
- (2) 発行日が令和7年8月1日以後であるものを提出してください。
- (3) 納税義務がない事業者も提出してください。
- (4) e-Tax（Web版）を利用して取得した電子納税証明書（PDFファイル）を印刷したものの提出も可とします。この場合は、証明書の発行日に注意してください。

**7 官公需適格組合証明書** ※該当する場合のみ

経済産業局長が発行する官公需適格組合の証明を受けている事業協同組合である場合は、当該証明書の写しを提出してください。

**8 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書**

- (1) 国土交通大臣又は都道府県知事が発行した通知書（総合評定値（P）の数値の記載があるもの）の写しを提出してください。
- (2) 営業年数が0年となっている場合は、1年以上の営業経歴を証明できる書類を提出してください（登記事項証明書の写し、工事実績が分かる書類等）。
- (3) 審査基準日が令和6年9月1日以後であるものを提出してください。

**【申請期限までに提出できない場合】**

申請期限までに(3)の通知書を提出できない場合は、次の手順で手続きを行ってください。

- ① 申請期限内に、経審結果通知書の提出を除いた部分で申請手続きを行ってください。

この場合、業者カード（様式6）は、次のとおり仮作成し、提出してください。

- ▶ 経審から転記する箇所は入力不要です。
- ▶ 押印欄に「経審後日提出」と記載して提出してください。押印は不要です。
- ▶ 業者カードのデータの提出は必要です。

※ 業者カード以外の申請書類は、全て所定のとおり作成してください。

- ② 最新の経審結果通知書を入手したら、業者カードを所定のとおり作成し（経審転記箇所の入力、押印）、経審結果通知書の写しと一緒に提出してください。また、業者カードのデータも再提出してください。

※ 提出期限：令和8年2月27日（金）（必着）

**9 建設業許可を証明する書類**

- (1) 建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写しを提出してください。

※ 国土交通省の「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」（<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuKensaku.do?outPutKbn=1>）で表示した自社の「業者概要」のページを印刷したものに代えることができます。

- (2) 支店等登録の場合は、建設業許可申請書別紙「営業所一覧表」の写しも合わせて提出してください。

※ 建設業許可を国土交通大臣から受けている場合は、上記「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」で表示した自社の「営業所」のページを印刷したものに代えることができます。（都道府県知事の許可の場合、システムに「営業所」のページが存在しません。）

## 10 業者カード（様式6）

- (1) 様式の入力欄に表示される注意書き及び「【作成要領】業者カード（建設工事）」の説明に沿って作成してください。
- (2) データファイル名を「（工事）社名」としてください。  
※ 支店名等は不要。空白は入れないこと。
- (3) 様式の変更（行の追加や削除、セルの結合や分割など）はしないでください。
- (4) 様式を前回から変更していますので、前回分の様式データからコピーして貼り付けることはしないでください。
- (5) データ形式（.xlsx）の変更はしないでください。ただし、保存する際の互換性の都合等によりデータ形式を「.xls」とすることは問題ありません。
- (6) 希望種目は、「別表1 希望種目区分表（建設工事）」の大分類種目から3つまで申請することができます。また、小分類種目は、それぞれ5つまで選択できます。  
※ 支店等で登録する場合は、建設業許可申請において当該支店等で営業する建設業として届け出た種目（上記9の建設業許可申請書別紙等で確認できるもの）に限ります。  
※ 認定後は、競争入札参加資格の有効期間中（令和10年3月31日まで）の「種目」や「希望順位」の追加及び変更はできません（削除のみ可）。
- (7) 令和8年度から、指名競争入札に係る指名通知を電子メールにより送付することを検討していますので、メールアドレスは、指名通知に確実に対応できるものを記載してください。
- (8) 印刷した書面とデータの両方を提出してください。提出方法は、申請要領「2 申請方法」を確認してください。  
※ 使用印鑑の欄に、使用印鑑届に押印したものと同一印鑑を押印してください。  
※ データについてはExcel形式のままとし、使用印鑑の欄は空白でかまいません。

## 11 契約履行実績一覧（様式7）

- (1) 登録希望種目に該当する内容であって、直近の決算日から過去2年以内に履行が完了した官公庁との契約を記載してください。
- (2) 印刷した書面とデータの両方を提出してください。  
※ 該当するものがなく、全て空欄の場合は、印刷した書面の提出は不要です。データは空欄のまま提出してください。

## 12 役員名簿（様式8）

- (1) 法人の場合は、登記事項証明書に記載されている役員（監査役を除く。）について記入してください。
- (2) 個人の場合は、代表者の情報を入力してください。
- (3) データで提出してください。印刷した書面の提出は不要です。

## 13 地域貢献活動状況報告書（様式9） ※任意

建設工事業者の等級の格付に係る総合点数の算定において、地域貢献活動に係る評価点数が加算されます。対象となる活動及び必要書類は、様式で確認してください。

- (1) 項目ごとの要件を確認し、該当するものについて報告してください。
- (2) 印刷した書面とデータの両方を提出してください。

**14 受領確認用郵便はがき** ※任意

申請書類の受領確認が必要な場合は、郵便はがき 1 枚（85 円）を提出してください。

※ 令和 6 年 10 月に郵便料金が改定されています。料金改定前のものをそのまま使用しないようにしてください（差額の切手を貼付すれば使用可能）。

※ はがきの表面に会社名及び住所を記入し、裏面には何も記載しないでください。

※ 申請書類の受領後に送付します。審査が完了したことを通知するものではありません。

**15 書類確認表（様式 1）・クリアホルダー**

- (1) 書類確認表により改めて各書類の提出の要否を確認し、上記 1～14 で作成した書類ごとに確認事項について確認の上、提出の欄に○を付けてください。
- (2) 申請書類の作成者の氏名等を記入してください。行政書士が書類を作成した場合は、行政書士の氏名、連絡先等を記入してください。
- (3) 申請書類を書類確認表記載の順に並べ、クリアホルダー（青色・A4 サイズ）に一式を入れて提出してください。



クリアホルダー見本（同系色可。メーカー・型番不問）

## 希望種目区分表（建設工事）

| 大 分 類 |                | 小分類 |                     | 大 分 類 |          | 小分類 |                 |
|-------|----------------|-----|---------------------|-------|----------|-----|-----------------|
| コード   | 種 目            | コード | 種 目                 | コード   | 種 目      | コード | 種 目             |
| 101   | 土木工事           | 10  | 一般土木工事              | 116   | ガラス工事    | 10  | ガラス工事           |
|       |                | 20  | 橋梁工事                | 117   | 塗装工事     | 10  | 建物塗装工事          |
|       |                | 30  | 下水道工事（開削工事）         |       |          | 20  | 建物溶射工事          |
|       |                | 40  | 下水道工事（シールド工法・推進工法）  |       |          | 30  | 鋼構造物塗装工事        |
|       |                | 50  | 管更生工                |       |          | 40  | プール塗装工事         |
|       |                | 60  | スポーツ施設工事            |       |          | 50  | 区画線設置工事         |
|       |                | 70  | その他                 |       |          | 60  | その他             |
| 102   | 建築工事           | 10  | S、RC、SRC造建築工事       | 118   | 防水工事     | 10  | アスファルト防水工事      |
|       |                | 20  | プレハブ建築工事            |       |          | 20  | 塗膜防水工事          |
|       |                | 30  | 木造建築工事              |       |          | 30  | シート防水工事         |
|       |                | 40  | パネル（RC、SUS、FRP）建築工事 |       |          | 40  | 注入防水工事          |
|       |                | 50  | その他                 |       |          | 50  | その他             |
| 103   | 大工工事           | 10  | 大工工事                | 119   | 内装仕上工事   | 10  | 内装・インテリア工事（全般）  |
| 104   | 左官工事           | 10  | 左官工事                |       |          | 20  | 畳・襖工事           |
| 105   | 鳶・土工・コンクリート工事  | 10  | 交通安全施設工事            |       |          | 30  | その他             |
|       |                | 20  | 法面処理工事              | 120   | 機械器具設置工事 | 10  | プールろ過設備工事       |
|       |                | 30  | グラウト工事              |       |          | 20  | ポンプ設備工事         |
|       |                | 40  |                     |       |          | 30  | 昇降機設備工事         |
|       |                | 50  | フェンス工事              |       |          | 40  | 塵芥機器設置工事        |
|       |                | 60  | その他                 |       |          | 50  | 立体駐車場設備工事       |
|       |                |     |                     |       |          | 60  | 体育遊戯施設設置工事      |
| 106   | 石工事            | 10  | 石工事                 |       |          | 70  | その他             |
| 107   | 屋根工事           | 10  | 屋根工事                | 121   | 熱絶縁工事    | 10  | 熱絶縁工事           |
| 108   | 電気工事           | 10  | 建築電気設備工事            | 122   | 電気通信工事   | 10  | 放送機械設備工事        |
|       |                | 20  | 電気計装設備工事            |       |          | 20  | 電話設備工事          |
|       |                | 30  | 受変電・発電設備工事          |       |          | 30  | 無線電気通信設備工事      |
|       |                | 40  | 道路照明設備工事            |       |          | 40  | データ通信・情報制御設備工事  |
|       |                | 50  | その他                 |       |          | 50  | TV共聴・電波障害防除設備工事 |
| 109   | 管工事            | 10  | 給排水・衛生設備工事          |       |          | 60  | その他             |
|       |                | 20  | 空調・冷暖房設備工事          | 123   | 造園工事     | 10  | 造園工事            |
|       |                | 30  | 浄化槽工事               | 124   | さく井工事    | 10  | さく井工事           |
|       |                | 40  | その他                 | 125   | 建具工事     | 10  | 木製建具工事          |
| 110   | タイル・れんが・ブロック工事 | 10  | タイル・れんが・ブロック工事      |       |          | 20  | 金属製建具工事         |
| 111   | 鋼構造物工事         | 10  | 水門設置工事              |       |          | 30  | シャッター・自動ドア取付工事  |
|       |                | 20  | 橋梁設置工事              |       |          | 40  | その他             |
|       |                | 30  | 鋼鉄柵の製作設置工事          | 126   | 水道施設工事   | 10  | 水道施設工事          |
|       |                | 40  | その他                 | 127   | 消防施設工事   | 10  | 消火栓設備工事         |
| 112   | 鉄筋工事           | 10  | 鉄筋工事                |       |          | 20  | 火災報知設備工事        |
| 113   | 舗装工事           | 10  | アスファルト舗装工事          |       |          | 30  | 避難・救助設備工事       |
|       |                | 20  | ブロック舗装工事            |       |          | 40  | 非常警報設備工事        |
|       |                | 30  | インターロッキング舗装工事       |       |          | 50  | その他             |
|       |                | 40  | スポーツ舗装工事            | 128   | 清掃施設工事   | 10  | ごみ処理施設工事        |
|       |                | 50  | その他                 |       |          | 20  | し尿処理施設工事        |
| 114   | しゅんせつ工事        | 10  | しゅんせつ工事             | 129   | 解体工事     | 10  | 解体工事            |
| 115   | 板金工事           | 10  | 板金工事                |       |          |     |                 |

## 中小企業者の範囲

ここでいう中小企業者とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第2条第1項及び官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和41年政令第248号）第1条に定める、以下のものとする。

## 1 会社及び個人

会社にあつては、それが主として営む事業が属する業種に応じ、次表の（A）の「資本金の額又は出資の総額」又は（B）の「常時使用する従業員の数」のいずれかの要件を充足しているもの。個人にあつては、それが主として営む事業が属する業種に応じ、次表の（B）の「常時使用する従業員の数」の要件を充足しているもの。

| 業 種                                                       | (A)<br>資本金の額又は出<br>資の総額 | (B)<br>常時使用する従業<br>員の数 |
|-----------------------------------------------------------|-------------------------|------------------------|
| ア 製造業、建設業、運輸業その他の業種<br>(イ～オに掲げる業種を除く。)                    | 3億円以下                   | 300人以下                 |
| イ 卸売業                                                     | 1億円以下                   | 100人以下                 |
| ウ サービス業                                                   | 5千万円以下                  | 100人以下                 |
| エ 小売業                                                     | 5千万円以下                  | 50人以下                  |
| オ 政令指定業種                                                  |                         |                        |
| a. ゴム製品製造業（自動車又は航空機<br>用タイヤ及びチューブ製造業並びに<br>工業用ベルト製造業を除く。） | 3億円以下                   | 900人以下                 |
| b. ソフトウェア業又は情報処理サービ<br>ス 業                                | 3億円以下                   | 300人以下                 |
| c. 旅館業                                                    | 5千万円以下                  | 200人以下                 |

## 〔注1〕業種について

(ア) 企業の属する業種は、その企業が主として営む事業により判定する。2種以上の事業を兼営している企業の業種については、その企業の実態を従業員数の配分、営業規模、営業収益の割合等から総合的に判断する必要がある。

(イ) 業種の区分は、「日本標準産業分類」によって行う。

(ウ) 本表ウの「サービス業」とは、「日本標準産業分類」の大分類G（情報通信業）の中分類38（放送業）及び39（情報サービス業）並びに小分類411（映像情報制作・配給業）、412（音声情報制作業）、415（広告制作業）及び416（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業）、大分類K（不動産業、物品賃貸業）の中分類70（物品賃貸業）及び小分類693（駐車場業）、大分類L（学術研究、専門・技術サービス業）、大分類M（宿泊業、飲食サービス業）の中分類75（宿泊業）、大分類N（生活関連サービス業、娯楽業。ただし、小分類791（旅行業）を除く。）、大分類O（教育、学習支援業）、大分類P（医療、福祉）、大分類Q（複合サービス事業）及び大分類R（サービス業〈他に分類されないもの〉）を指し、大分

類F－電気・ガス・熱供給・水道業、J－金融業、保険業、K－不動産業、物品賃貸業（中分類70物品賃貸業及び小分類693駐車場業を除く。）に属する業種は、広義のサービス業ではあるが、これには含まれず、本表アの「その他の業種」に含まれる。

[注2] 会社について

(ア)「会社」とは、会社法（平成17年法律第86号）に規定する株式会社（既存の有限会社を含む。）、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。

(イ) 会社の「資本金の額又は出資の総額」は、会社の種類に応じ、次の基準で把握する。

株式会社・合資会社 資本金の額

合名会社・合資会社 社員の出資の総額（払込みの有無を問わない。）

[注3] 個人について

事業を営んでいない一般の個人は中小企業者に該当しない。

## 2 組合

ア 企業組合

イ 協同組合

ウ その他特別な法律によって設立された組合及びその連合会であって、次に掲げるものの

事業協同組合 事業協同小組合 協同組合連合会 商工組合 商工組合連合会

商店街振興組合 商店街振興組合連合会

[注1]

ウという特別の法律とは、中小企業等協同組合法（昭和37年法律第141号）を指す。

[注2]

ウに掲げる組合又はその連合会については、その直接または間接の構成員たる事業者の3分の2以上が1の中小企業者に該当するものに限る。

官公需法で中小企業者として取り扱われる者は、1の会社及び個人並びに2の組合に限られる。したがって、これら以外の者は、例えば民法に規定する公益法人、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に規定する消費生活協同組合等は含まれず、また、「みなし大企業」については中小企業基本法第3条において、「独立した中小企業者」を施策の対象とする旨が規定されていることから含まれない。

※みなし大企業の定義

ア 発行済株式の総数又は出資価額の2分の1以上が、同一の大企業の所有に属している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者